

一問一答問題集

財務諸表論

Questions  
&  
Answers

# はじめに

## ①本試験の傾向と対策

### 傾向

近年の短答式本試験において、財務諸表論からは8～10問程度の出題がなされています。問題数は他科目に比べて少ないものの、配点を加味した場合の全体に占める割合は約20%であるため、1問あたりの重みが最も大きい科目といえます。裏を返せば、正答率の高い問題の取りこぼしが命取りになる科目といえますので、基本的・典型的な論点については正確な知識が求められます。具体的な内容としては、いわゆる新会計基準からの出題が6～7割程度を占めており、残りは概念フレームワーク等の財務会計の基礎概念やいわゆる伝統的な財務会計論からの出題となっています。

### 対策

#### ・新会計基準対策（第2章～第28章）：

近年めまぐるしく会計基準の改正や公表が繰り返されており、その試験範囲は年々広がりを見せていますが、中身については、とどのつまり会計基準の規定（ルール）について○or×の判断がつけば正答できるものがほとんどです。したがって、本書を利用し「網羅的にルールを知る」という学習スタンスを心掛けてください。

#### ・財務会計の基礎概念・伝統的な財務会計論対策（第1章及び第29章）：

ルール自体ではなく、そのルールの基礎にある考え方や論拠を問うものが多く、総じて抽象的な表現により出題されるため、短答向けの学習のみではなかなか正答しづらい分野です。したがって、本書を利用し「概念フレームワークの大枠を理解し（第1章）、最低限、過去問を解けるようにする（第29章）」という学習スタンスを意識してください。

**改正対応も万全！**

会計基準の改正や公表にもいち早く対応。  
安心して知識のアップデートを図ることができます。

## ②本書における各ランクの意義

本書においては、各章ごとに以下のようなランク付けをしています。それぞれの意義をよく理解したうえで各自の学習に役立ててください。

**ランクA** : 短答式本試験受験者の大半が正答すると予想される問題

→ランクBやランクCを学習するには、このランクAが完成していることが大前提になると考えてください。また、このランクAについては、単に正答できるということだけでなく、正答したうえで解説に記述されている内容についてもしっかりとおさえてください。

**ランクB** : 短答式本試験合格者の大半が正答すると予想される問題。

→このランクBが完成すれば財務諸表論において合格点は確実に獲得できると考えてください。つまり、ボーダーラインに乗るか反るかは、このランクBに属する問題を正答できたかできなかったかによるものといえます。

**ランクC** : 財務諸表論を得点源とする方の大半が正答すると予想される問題

→細かい知識を問うような問題を収容していますので、ランクBまでも精一杯で学習時間に余裕がないという方は、一切触れなくても構わないでしょう。

**過去問** : 本試験の過去問を掲載しています。

→本試験では似たような問題が繰り返し出題されることが多々あります。また、受験前に実際に出題された問題を体感することも、ある意味有用ですので一度は必ず目を通してください。

### 豊富な過去問収録

本試験の過去問を多数掲載しています。

早い時期から本試験のレベル感を体感しながら、学習を進めていただくことができます。

---

# 目次

---

## 財務諸表論

### 一問一答問題集

第1章	討議資料「財務会計の概念フレームワーク」	2
第2章	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	66
第3章	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準	88
第4章	株主資本等変動計算書に関する会計基準	112
第5章	ストック・オプション等に関する会計基準	126
第6章	役員賞与に関する会計基準	156
第7章	退職給付に関する会計基準	166
第8章	金融商品に関する会計基準	206
第9章	固定資産の減損に係る会計基準	268
第10章	棚卸資産の評価に関する会計基準	308
第11章	リース取引に関する会計基準	336
第12章	資産除去債務に関する会計基準	364
第13章	研究開発費等に係る会計基準	378
第14章	工事契約に関する会計基準	404
第15章	連結財務諸表に関する会計基準	418
第16章	持分法に関する会計基準	452
第17章	税効果会計に係る会計基準	464
第18章	外貨建取引等会計処理基準	494
第19章	包括利益の表示に関する会計基準	528



## 整理された論点

論点ごとに分けて収録されているので、自分の得意分野・苦手分野で学習の強弱がつけやすい！

第20章	連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	534
第21章	四半期財務諸表に関する会計基準	560
第22章	賃貸等不動産の時価開示等に関する会計基準	584
第23章	1株当たり当期純利益に関する会計基準	600
第24章	関連当事者の開示に関する会計基準	616
第25章	セグメント情報等の開示に関する会計基準	628
第26章	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	652
第27章	企業結合に関する会計基準	680
第28章	事業分離等に関する会計基準	710
第29章	伝統的財務会計論（過去問題）	726
第30章	最新過去問（H29年度第Ⅱ回）【理論のみ】	823

# 第 1 章

## 討議資料

### 「財務会計の概念フレームワーク」

#### 本章使用上の注意点

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」については、平成 18 年の公表以降、その記述内容の変更は行われていないため、平成 25 年の企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」等の改正により、連結損益計算書上の当期純利益には、子会社の非支配株主に帰属する部分（従来の少数株主損益）を含むものとされている等、現行制度上の取扱いが、当該概念フレームワークの記述と異なる部分が存在しますが、本章では、「純利益」の定義をはじめ、当該概念フレームワークの記述に従って問題を作成しております。

**ランクA**

- 問題 1**  
概念フレームワークとは、企業会計の基礎にある前提や概念を体系化したものである。
- 問題 2**  
概念フレームワークは、現行の会計基準の概念的な基礎を提供するものであり、将来の基準開発に指針を与える役割は有していない。
- 問題 3**  
投資家と経営者の間に存在する情報の非対称性を緩和し、それが生み出す市場の機能障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を社会的に標準化して促進させることにディスクロージャー制度の存在意義がある。
- 問題 4**  
財務報告の目的は、ディスクロージャー制度の一環として、経営者が行った企業成果の予測と企業価値の評価に関する情報を開示することである。

**ランクでメリハリ！**

**重要度別にランク付け（A、B、C）されているので、学習にメリハリが付きます！**

- 問題 5**  
財務報告において提供される情報の中で、最も重要なのは投資の成果を示す利益情報であるが、当該利益情報は基本的に過去の成果を表すものであるため、その絶対的な大きさのみが重視されている。

**便利なチェック欄**

**本問題集は何度も繰り返し学習することを前提としています。進捗管理にも便利なチェック欄を活用してください！**

□□□ 問題1〈正〉

本問の記述は正しい。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 前文参照)

□□□ 問題2〈誤〉

本問の記述は誤りである。なぜなら、概念フレームワークは、現行の会計基準の概念的な基礎を提供する役割に加え、将来の基準開発に指針を与える役割も有しているからである。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 前文参照)

□□□ 問題3〈正〉

本問の記述は正しい。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 1参照)

□□□ 問題4〈誤〉

本問の記述は誤りである。なぜなら、財務報告の目的は、ディスクロージャー制度の一環として、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の投資のポジションとその成果を開示することだからである。すなわち、投資家は不確実な将来キャッシュフローへの期待のもとに、自らの意思で自己の資金を企業に投下するが、その不確実な成果を予測して意思決定をする際、投資家は企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を必要としており、経営者に開示が求められるのは、基本的にはこうした情報なのである。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 2参照)

□□□ 問題5〈誤〉

本問の記述は誤りである。なぜなら、投資の成果たる利益情報の絶対的な大きさのみならず、それを生み出す投資のストックと比較した収益性(あるいは効率性)も重視されるからである。財務報告において提供される情報の中で、投資の成果を示す利益情報は基本的に過去の成果を表すが、企業価値評価の基礎となる将来キャッシュフローの予測に広く用いられており、このように利益の情報を利用することは、同時に、利益を生み出す投資のストックの情報を利用することも含意しているのである。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 3参照)

**詳細な解説**

アウトプットからのインプットを想定し、できるだけ詳細な解説を付しています。さらに、解答の出典の根拠も明確に記載しました。

□□□ 問題 6

経営者は本来、企業の会計情報を開示することには後ろ向きであると考えられる。このため、会計基準には社会的な弱者である投資家等の情報の受け手を保護するための規範としての役割がある。

**過去問演習への橋渡し**

**基礎的な問題から実践的な問題までを網羅的に収録！**

**基礎～過去問が解けるレベルになるまで、着実にステップアップできる工夫を施しました。**

□□□ 問題 7

契約の標準化ないし画一化による便益とそれに伴うコストを比較考量し、便益がコストを上回るのであれば、その会計基準は最小限のルールとして有効に機能する。

□□□ 問題 8

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、ディスクロージャー制度の主たる当事者として、情報を利用して企業に資金を提供する投資家と情報を開示して資金を調達する経営者の2者を想定している。

□□□ 問題 9

ディスクロージャー制度の主たる当事者のうち投資家とは、証券市場で取引される株式や社債などに投資する者をいい、これらを現に保有する者だけでなく、これらを保有する可能性のある者を含んでいる。

□□□ 問題 10

投資家は開示された情報を利用して、自己の責任で将来の企業成果を予想し、現在の企業価値を評価するが、投資家の中には会計情報の分析能力に優れた者のほか、自らは十分な分析能力を持たず専門家の助けを必要とする者も含まれているため、投資家間の公正性を確保する観点から、会計基準の設定にあたっては、原則として、自らは十分な分析能力を持たない投資家を想定しなければならない。

□□□ 問題 11

予測は投資家の自己責任で行われるべきであり、経営者が負うべき責任は基本的には事実の開示である。このため、会計情報を開示するうえで経営者自身の予測が必要な場合でも、それを開示する目的は原則として現在までに生じている事実を明らかにすることにある。

□□□ 問題6〈誤〉

本問の記述は誤りである。なぜなら、会計基準には本来は情報の出し手と受け手とで多様に考えられる契約内容を標準的な契約の形で一般化したものとして機能する、ディスクロージャー制度を支える社会規範としての役割があるからである。経営者は本来、投資家の保守的なリスク評価によって企業価値が損なわれないう、自分の持つ私的な企業情報を自発的に開示する誘因を有しているため、たとえ公的な規制がなくても、投資家に必要な情報は一定程度まで自然に開示されるはずである。ただし、その場合でも、虚偽情報を排除するとともに情報の等質性を確保する最小限のルールは必要であり、それを当事者間の交渉(契約)に委ねていたのではコストがかかりすぎることになるため、それを社会的に削減するべく、標準的な契約を一般化して、会計基準が形成されるのである。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 4参照)

□□□ 問題7〈正〉

本問の記述は正しい。なお、本問におけるコストや便益は環境に依存して決まるため、その環境変化に応じて、会計基準のあり方も変わり得るのである。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 5参照)

□□□ 問題8〈誤〉

本問の記述は誤りである。なぜなら、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」では、ディスクロージャー制度の主たる当事者として、情報を利用して企業に資金を提供する投資家、情報を開示して資金を調達する経営者、及び両者の間に介在し、保証業務を通じて情報の信頼を高める監査人の3者を想定しているからである。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 6参照)

□□□ 問題9〈正〉

本問の記述は正しい。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 7参照)

□□□ 問題10〈誤〉

本問の記述は誤りである。なぜなら、証券市場が効率的であれば、情報処理能力の差は投資家の間に不公正をもたらさないため、会計基準の設定にあたっては、原則として、一定以上の分析能力を持った投資家を想定すればよいからである。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 7,17参照)

□□□ 問題11〈正〉

本問の記述は正しい。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 8,18参照)

□□□ 問題 1 2

監査人は、投資家の必要とする会計情報を経営者が適正に開示しているか否かを確かめる。具体的には、一般に公正妥当と認められた会計基準への準拠性について、一般に公正妥当と認められた監査基準に従って監査することを、その役割としている。

□□□ 問題 1 3

ディスクロージャー制度の当事者のうち、会計基準が遵守されることで便益を享受するのは投資家のみである。

**出題の順序も最適**

**通常、学習を進めていく順序に従って出題しています。こまめに本問題集を確認することで、学習のペースメーカーとしてもご利用いただけます。**

□□□ 問題 1 4

会計情報は、主としてディスクロージャー制度において財務報告の目的を達成するために利用されるが、当該会計情報は、公的な規制や私的な契約等を通じた利害調整にも副次的に利用されている。

□□□ 問題 1 5

会計基準の設定にあたり最も重視されるべきは、財務報告目的の達成であるため、会計情報の副次的な利用の事実が、会計基準を設定・改廃する際の制約となることはない。

□□□ 問題 1 6

財務報告の目的を達成するにあたり、会計情報に求められる最も基本的な特性は、意思決定有用性である。

□□□ 問題 1 7

意思決定有用性は、内的整合性と比較可能性の2つの下位の特性により支えられている。

□□□ 問題12〈正〉

本問の記述は正しい。なお、監査人には経営者が作成した情報を監査する責任が課されているのであり、財務情報の作成責任はあくまでも経営者が負う。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 9参照)

□□□ 問題13〈誤〉

本問の記述は誤りである。なぜなら、ディスクロージャー制度の当事者はそれぞれ、会計基準が遵守されることで便益を享受するからである。すなわち、会計基準に従って作成され、独立した監査人の監査を受けた情報は、一般に投資家の信頼を得られやすく、そうした情報を低いコストで入手できることは、投資家にとっての便益となる。それによって投資家の要求する資本のコストが下がり、企業価値が高まれば、経営者も会計基準から便益を享受することとなる。また経営者は、投資家の情報要求を個別に確かめるためのコストを削減できるという点でも、便益を享受する。さらに会計基準は、監査上の判断の基礎を提供する機能を果たし、監査人にも便益を与えるのである。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 10参照)

□□□ 問題14〈正〉

本問の記述は正しい。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 11, 21参照)

□□□ 問題15〈誤〉

本問の記述は誤りである。なぜなら、会計情報の副次的な利用の事実は、会計基準を設定・改廃する際の制約となることがあるからである。すなわち、会計基準の設定・改廃を進める際には、それが公的規制や私的契約等を通じた利害調整に及ぼす影響も、同時に考慮の対象となる。そうした副次的な利用との関係も検討しながら、財務報告の目的の達成が図られるのである。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第1章 12, 21参照)

□□□ 問題16〈正〉

本問の記述は正しい。すなわち、会計情報には、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されているのである。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2章 1参照)

□□□ 問題17〈誤〉

本問の記述は誤りである。なぜなら、意思決定有用性は、意思決定目的に関連する情報であること(意思決定との関連性)と、一定の水準で信頼できる情報であること(信頼性)の2つの下位の特性により支えられているからである。なお、内的整合性と比較可能性は、それら3者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能する一般的特性である。(討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第2章 2参照)



一問一答問題集

管理会計論

Questions  
&  
Answers

# はじめに

直近の平成28年第Ⅱ回短答式試験における管理会計論の出題構成は、計算問題が7問(55点)、理論問題が9問(45点)となっています。平成27年試験から管理会計論単独で1時間で実施されるようになり、時間的制約がかなり厳しくなっていることを考慮すれば、理論問題を出来るだけ正確かつ迅速に解答することが合格点獲得の鍵となります。

この「一問一答問題集 管理会計論」は、短答式試験において理論問題の肢の正誤判定を行うために必要な知識を網羅的かつ体系的に整理・解説したものとなっています。各問について以下のようなランク付けを行っていますので、学習の際の目安としてください。

ランクA：必ず正答すべき基礎的論点または出題可能性が高い論点

ランクB：やや難易度が高く重要性も落ちるが、知っていれば選択肢の絞り込みに効果を発揮すると考えられる論点

ランクC：重要性が低く、知らなくても解答作業に影響しないと考えられる論点

なお、本教材の使用に当たっては、各肢の正誤判定ができるかという点のみを重視することのないように注意してください。そのような学習スタイルをとれば、異なる表現、切り口で問われた場合に対応することができず、目的がすりかわってしまう可能性があります。したがって、必ず解説をじっくりと読み込み、周辺論点を含めた理解を心掛けるようにしてください。そのため、編集に当たっては、ランク別ではなく論点別に整理を行っています。

本教材が皆さんの管理会計論における合格点の獲得に寄与できれば幸いですし、必ずできると自負しています。

## ランクでメリハリ！

出題に応じた重要度ランクを明示。メリハリのある学習が可能です。

---

---

# 目次

---

---

一問一答問題集

## 管 理 会 計 論

第1章	原価計算総論	2
第2章	費目別計算	58
第3章	部門別計算	82
第4章	個別原価計算	100
第5章	総合原価計算	132
第6章	標準原価計算	170
第7章	直接原価計算・短期利益計画のための管理会計	216
第8章	管理会計の基礎知識	244
第9章	バランスト・スコアカード(BSC)	278
第10章	財務情報分析	318
第11章	予算管理	342
第12章	資金管理とキャッシュ・フロー管理	378
第13章	差額原価収益分析・設備投資の経済性計算	406
第14章	原価管理	442
第15章	ABC/ABM	496
第16章	分権組織とグループ経営の管理会計	526

### 短答対策はこれ1冊!

全論点を網羅的に、数多くの問題を収録しています。短答対策はこれ1冊で十分。直前期の演習教材にも最適です!

---

---

## 参考文献

---

---

- 青木茂男……………「要説経営分析(全訂版)」森山書店(2005)
- 青木雅明……………「管理会計」同文館出版(2005)
- 伊藤嘉博……………「コストマネジメント入門」日経文庫(2001)
- 伊藤嘉博・清水孝・長谷川恵一……………「バランスト・スコアカード(理論と導入)」ダイヤモンド社(2001)
- 石塚博史(編)……………「意思決定の財務情報分析」国元書房(1985)
- 上埜 進……………「管理会計(第4版)」税務経理協会(2008)
- 上埜 進・青木雅明(編)……………「管理会計演習(理論と計算)」税務経理協会(2011)
- 岡本 清……………「原価計算(六訂版)」国元書房(2000)
- 岡本 清・廣本敏郎・尾畑 裕・挽 文子  
……………「管理会計(第2版)」中央経済社(2008)
- 会計フロンティア研究会(編)……………「管理会計のフロンティア」中央経済社(1994)
- 上總康行・澤邊紀生(編)……………「次世代管理会計の構想」中央経済社(2006)
- 小林啓孝……………「現代原価計算講義(第2版)」中央経済社(1997)
- 小林啓孝・伊藤嘉博・清水孝・長谷川恵一  
……………「スタンダード管理会計」東洋経済新報社(2009)
- 小林啓孝・清水孝……………「演習管理会計論」中央経済社(2008)
- 櫻井通晴……………「管理会計(第三版)」同文館出版(2004)
- 櫻井通晴(編)……………「企業再編と分権化の管理会計」中央経済社(2005)
- 櫻井通晴・鳥居宏史(監訳)……………「事業部制の業績評価」東洋経済新報社(2005)
- 佐藤絃光・飯泉清・齋藤正章……………「株主価値を高めるEVA<sup>®</sup>経営」中央経済社(2002)
- 清水 孝……………「上級原価計算」中央経済社(2002)
- 高田直芳……………「決定版ほんとうに分かる経営分析」PHP(2002)
- 田中隆雄……………「管理会計の知見(第2版)」森山書店(2000)
- 鳥居宏史……………「入門管理会計」中央経済社(1998)
- 日本管理会計学会(編)……………「管理会計学大辞典」中央経済社(2000)
- 番場嘉一郎……………「原価計算論」中央経済社(1963)
- 挽 文子……………「社内資本金制度の目的と機能」原価計算研究  
20-2(1996)
- 挽 文子……………「社内金利制度の発展と事業部B/S」会計第150巻第  
5号(1996)
- 廣本敏郎……………「原価計算論」中央経済社(1997)

- 丸田起大 …………… 「フィードフォワード・コントロールと管理会計」  
同文館出版(2005)
- 三矢 裕 …………… 「アメーバ経営論」東洋経済新報社(2003)
- 門田安広 …………… 「原価計算(第2版)」税務経理協会(2002)
- 門田安弘 …………… 「管理会計」税務経理協会(2001)
- 門田安弘(編)………… 「管理会計学テキスト(第2版)」税務経理協会  
(2000)
- 門田安弘・浜田和樹・李健泳(編)…… 「組織構造のデザインと業績管理」中央経済社  
(2001)
- 山本浩二・小倉昇・尾畑裕・小菅正伸・中村博之(編著)  
…………… 「スタンダードテキスト・管理会計論」中央経済社  
(2008)

(50音順, 敬称略)

### 便利なメモページ

意外と多くの合格者から支持を得ている「メモ」ページ。講義で学んだ内容を書き込んだり、テキストの図表をコピーして貼ったりと、使い方はあなた次第！上手に活用すれば、情報を一元化した自分だけのオリジナル教材に生まれ変わります。

# 第 1 章

## 原価計算総論

## 原価計算基準の特徴

### □□□ 問題1 ランクA

「原価計算基準」は、昭和37年の設定以来、一度も改正されることなく現在に至るため、意思決定目的の原価計算に関する詳細な規定がないなど、様々な問題点が指摘される。ただし、たな卸資産の評価、原価差額の処理など、企業が財務諸表作成のための原価計算を実施する場合には、「原価計算基準」に従わなければならない。

### □□□ 問題2 ランクA

「原価計算基準」は、個々の企業の原価計算手続を画一に規定するものではないから、企業がその原価計算手続を規定するに当たっては、「原価計算基準」に則る必要はない。

**復習に便利！**

**復習の際に役立つ、論点ごとの出題形式！**

## 原価計算の目的

### □□□ 問題3 ランクB

「原価計算基準」では、原価計算の主たる目的の第一に財務諸表作成目的をあげているが、財務諸表の利用者としては、出資者、債権者の他に経営者を想定している。

### □□□ 問題4 ランクA

企業の出資者、債権者、経営者等のために、過去の一定期間における損益ならびに期末における財政状態を財務諸表に表示するために必要な真実の原価を集計することは、原価計算の主たる目的の一つであるが、ここでの真実の原価とは、実際の取得価格をもって計算した原価の実際発生額のみを意味する。

### □□□ 問題5 ランクA

価格計算に必要な原価資料を提供することは、原価計算の主たる目的の一つであるが、これは、政府による調達物資の価格決定、公定価格や統制価格の決定等に際して、原価資料を提供することを意味している。

### □□□ 問題6 ランクA

「原価計算基準」において、原価管理とは、実際原価を標準原価に合致させることを目的とする原価維持ないし原価統制を意味する。



## □□□ 問題1〈誤〉

「原価計算基準の設定について」参照。

本肢の記述は誤りである。「原価計算基準」は、あくまでも実践規範であり、個々の企業の原価計算手続を画一に規定するものではない。したがって、財務諸表作成のための原価計算を実施する場合といえども、必ずしも「原価計算基準」に従わなければならないというわけではない。

## □□□ 問題2〈誤〉

「原価計算基準の設定について」参照。

本肢の記述は誤りである。「原価計算基準」は実践規範であるから、法的な強制力はないものの、だからといって、単に原価計算に関する啓蒙的な役割を担っているだけというわけでもない。したがって、企業がその原価計算手続を規定するに当たっては、その各件に応じて、実情に

### なぜ？を明確化

解説には誤った選択肢の根拠を明確に示していますので、疑問を残すことなく学習を進められます。

□□□

「原価計算基準」一(一)参照。

本肢の記述は正しい。「原価計算基準」では、財務諸表が内部管理目的で使用されることを想定し、財務諸表の利用者として出資者、債権者の他に経営者をあげている。

## □□□ 問題4〈誤〉

「原価計算基準」一(一)、六(一)2,3参照。

本肢の記述は誤りである。真実の原価とは棚卸資産価額の算定に資する原価を意味し、原価差異の適正な処理を前提とすれば、予定価格等をもって計算した実際原価や標準原価をも内包する概念であると解される。

## □□□ 問題5〈正〉

「原価計算基準」一(二)参照。

本肢の記述は正しい。価格計算という用語には、①政府による調達価格、公定価格や統制価格の計算、②企業の価格政策(価格意思決定)のための計算という二つの含意があり、ここでの価格計算とは①を指す。なお、②の意味での価格計算は、「原価計算基準」一(四)でいうところの「個々の選択的事項に関する意思決定(予算編成の過程における業務的意思決定)」の中に含まれる。

## □□□ 問題6〈正〉

「原価計算基準」一(三)参照。

本肢の記述は正しい。現代的な意味での原価管理は、利益管理の一環としての原価管理をいい、原価低減を内包する概念として定義される。この点、「原価計算基準」においては、標準原価計算による原価管理のみを規定しており、設定当時に原価そのものを引き下げるという視点が一般的でなかったことを示唆している。

□□□ 問題7 ランクB

予算編成に必要な原価資料を提供することは原価計算の主たる目的の一つである。ここに予算とは、予算期間における企業の各業務分野の具体的な計画を物量的に表示し、これを総合編成したものをいい、予算期間における企業の原価目標を指示し、各業務分野の諸活動を調整し、企業全般にわたる総合的管理の要具となるものである。

□□□ 問題8 ランクA

予算の編成ならびに予算統制のために必要な原価資料を提供することは、原価計算の主たる目的の一つである。予算は、業務執行に関する総合的な期間計画であるが、予算編成の過程は、たとえば製品組合せの決定、部品を自製するか外注するか等の決定等個々の選択的事項に関する意思決定を含むことは、いうまでもない。

□□□ 問題9 ランクB

原価計算の主たる目的の一つとして、予算の編成ならびに予算統制のために必要な原価資料を提供することがあげられる。予算は、業務執行に関する総合的な個別計画であり、予算編成の過程は、たとえば製品組合せの決定、部品を自製するか外注するか等の決定等個々の選択的事項に関する意思決定を含むことは、いうまでもない。

□□□ 問題10 ランクB

予算の編成ならびに予算統制のために必要な原価資料を提供することは、原価計算の主たる目的の一つであるが、予算編成の過程には、経営の基本計画に関する意思決定を含むことは、いうまでもない。

□□□ 問題11 ランクA

経営の基本計画を設定するに当たり、これに必要な原価情報を提供することは、原価計算の主たる目的の一つである。

## □□□ 問題7〈誤〉

「原価計算基準」一(四)参照。

本肢の記述は誤りである。予算は利益管理のためのツールであり、原価だけでなく収益、両者の差額としての利益について貨幣単位で目標が設定される。正しくは、「ここに予算とは、予算期間における企業の各業務分野の具体的な計画を貨幣的に表示し、これを総合編成したものをいい、予算期間における企業の利益目標を指示し…」である。

## □□□ 問題8〈正〉

「原価計算基準」一(四)参照。

本肢の記述は正しい。製品組合せの決定、部品を自製するか外注するか等の個々の選択的事項に関する意思決定(業務的意思決定)は、個別計画(個別業務計画)に相当し、期間計画としての予算とは概念上区別される。前者が統制とは相対的に独立して随時的、非反復的に行われるのに対し、後者は統制と不可分の関係を基礎としてに経常的、反復体に行われるからである。ただし、現実には業務的意思決定の結果を受けて予算編成が行われるのであって、「原価計算基準」の規定はそのような実態に即したものとなっている。

## □□□ 問題9〈誤〉

「原価計算基準」一(四)参照。

本肢の記述は誤りである。計画設定は、その頻度や統制活動との結びつきの程度に基づき、個別計画設定と期間計画設定に分類されるが、個別計画とは、統制活動から相対的に独立して行われる随時的な計画(意思決定)である。正しくは、「予算は、業務執行に関する総合的な期間計画であり…」である。

## □□□ 問題10〈誤〉

「原価計算基準」一(四)参照。

本肢の記述は誤りである。「原価計算基準」が期間計画としての予算編成の過程に含まれるとしたのは、「製品組合せの決定、部品を自製するか外注するか等の個々の選択的事項に関する意思決定」であり、基本計画に関する意思決定ではない。なお、予算編成における個々の選択的事項に関する意思決定は個別業務計画(業務的意思決定)に相当する。

**ひっかきに慣れる！**

□□ 出題の中で「ひっきりやすい」ポイントについて詳細に解説！本試験で注意するクセがつかます。

(決定)に相当する。基本計画に必要な原価情報を提供することは特殊原価調査の一種であり、原価計算制度の範囲外に属するが、原価計算の主たる目的の一つであることは確かである。

原価計算制度

□□□ 問題12 ランクA

原価計算制度は、財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的に対して、異なる原価情報を提供する計算秩序としてこれを構築する。

□□□ 問題13 ランクB

原価計算制度は、財務諸表の作成、原価管理、予算編成等の異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序である。

□□□ 問題14 ランクA

「原価計算基準」では、原価計算制度の目的として財務諸表作成と原価管理を念頭においているが、利益管理目的の原価計算も制度としての原価計算の範囲内に属すると考えられる。

□□□ 問題15 ランクA

原価計算制度は、財務会計機構と有機的に結びつき常時継続的に行なわれる計算体系であり、この意味で原価会計にはかならない。

□□□ 問題16 ランクA

経営の基本計画および予算編成における選択的事項の決定に必要な特殊の原価たとえば差額原価、機会原価、付加原価等を、随時に統計的、技術的に調査測定することは、原価計算の主たる目的の一つであるが、制度としての原価計算の範囲外に属する。

## □□□ 問題12〈誤〉

「原価計算基準」二参照。

本肢の記述は誤りである。「原価計算基準」では、原価計算目的の多元性自体は認識しているものの、設定当時の未成熟な技術環境を反映して、原価計算制度を「異なる目的が、重点の相違はあるが相ともに達成されるべき一定の計算秩序」と定義しており、複数の原価計算目的に単一の計算システムで対応することが予定されている。

## □□□ 問題13〈誤〉

「原価計算基準」二参照。

本肢の記述は誤りである。予算統制のためには予算編成が不可欠であり、その意味では、予算編成もまた原価計算制度の目的の一つと解しうるが、ここでは予算統制のみが明文化されている。正しくは、「原価計算制度は、財務諸表の作成、原価管理、予算統制等の異なる目的が…」である。

## □□□ 問題14〈正〉

「原価計算基準」二参照。

本肢の記述は正しい。「原価計算基準」は、原価計算制度の目的として、予算統制を明示している。ここで、予算統制は予算編成を出発点とし、両者を包括する予算管理は利益管理のための手段であるといえる。したがって、利益管理目的の原価計算も制度としての原価計算の範囲内に属すると考えられる。

## □□□ 問題15〈正〉

「原価計算基準」二参照。

### 理解と定着

詳細な解説によって、「理解」と「定着」2つの側面から強化を図ることができます。

の有機  
こは、  
として  
件)は

社会的承認であり、この点から直接原価計算が原価計算制度から除外される。

## □□□ 問題16〈正〉

「原価計算基準」二参照。

本肢の記述は正しい。意思決定のための原価計算(特殊原価調査)は、原価計算の主たる目的の一つであり、とりわけ近年は、その重要性が高まっているといえる。ただし、「原価計算基準」では、原価計算制度を「財務会計機構と有機的に結びつき常時継続的に行なわれる計算体系」と定義しているため、「財務会計機構のらち外において随時断片的に行なわれる原価の統計的、技術的計算ないし調査」は、制度としての原価計算の範囲外に属する。

一問一答問題集

監査論

Questions  
&  
Answers



## はじめに

監査論の短答式本試験は、監査基準をそのまま問うような基本的論点から具体的な監査手続を問う実務的な論点まで幅広く出題されており、出題範囲も多岐に渡っています。また、問題の出題内容は、丸暗記型もあれば、理解型もあり、バラエティに富んでいます。短答式本試験を突破するためには、暗記一辺倒ではなく、監査論の各論点をしっかり理解して、各肢の正誤を判断する感覚を身につけることが必要不可欠といえます。

短答式本試験では、今まで見たこともない肢が出題され、多くの受験生が正誤の判断に迷ってしまいます。各肢の正誤を判断する感覚は人によって様々ですが、例えば、「自分が知っている関連する監査の基準の趣旨に照らせば、この肢の記述は矛盾しているように思える、あるいは、言い過ぎているように思える。」といった感覚です。そして、この感覚の基礎にあるのが、監査の基本的な考え方を理解しているかどうかということです。監査の基本的な考え方をマスターすることができれば、基本論点の肢については簡単に正誤を判断でき、また、応用論点の肢についても正誤の判断の精度が上がり、十分に合格ラインを突破できるようになります。

本書は、監査の基本的な理解を深めること及び基本的な知識の網羅的な獲得を一番の目的としております。具体的には、監査の基準に直接的に関連する論点については、肢の問題文はなるべく条文の文言を崩さないように配慮し、解説には条文の原文を掲載するようにしております。

本書での学習の方針として、問題を解く際に、ただ正誤を判断するだけではなく、正ならば「なぜ正なのか」、誤ならば「どの部分がどう誤っているのか」を強く意識して解くことをおすすめします。誤っている肢の場合には、誤った内容を見つけたら、正しくはどのような内容であるべきかを頭の中で思い浮かべた上で、解答を見るようにしてください。なお、本書は、基本的な理解に資するために、基準や委員会報告書等の条文の大事な部分に関して、誤った選択肢を作成するといった出題方針を採っております。本書で繰り返し学習し、理解と暗記を行って、短答式本試験の各肢の正誤を判断できる感覚を身につけてください。

巻末に収録している過去問は、平成26年度第1回から掲載しております。出題傾向や形式などを知るための参考資料としてご利用いただくとともに、ご自身なりの過去問分析をすることを強く推奨いたします。出題意図や引っ掛けるポイント、さらには、本試験独特の出題雰囲気を知ってから本試験に臨むことで、本試験会場において冷静さを保つことが出来、確実に得点力アップにつながります。

本書が皆様の短答式本試験突破のための強力なツールとなり、皆様が会計士試験に合格されますことを心よりお祈り申し上げます。

LEC 講師室 監査チーム

**本書を最大限活用してください！**

**基礎的な知識の定着を図るとともに、実践的な理解力を養っていただくため、本書の使用方を示しました。**



---

---

# 目 次

---

---

## 監 査 論

### 一問一答問題集

第1章	財務諸表監査総論	2
第2章	監査主体論	28
第3章	企業内容開示制度	58
第4章	監査実施論	80
第5章	監査報告論	332
第6章	横断的論点	400
第7章	四半期レビュー	564
第8章	中間監査	582
第9章	内部統制監査	604
第10章	保証業務	640
過去問	(H27年第Ⅱ回～H29年度第Ⅰ回)	658

## 主要参考文献

※本書では、引用する基準等の一部につき、特有の略語を用いている。

また、基準等の本文はそのまま、あるいは解説文に合わせて変更する形で使用している。

正式名称	略称
品質管理基準委員会報告書	品基報
監査基準委員会報告書	監基報 (※)
監査基準の改訂について	監査基準前文
中間監査基準の改訂について	中間基準前文
中間監査基準	中間基準
四半期レビュー基準の設定に関する意見書	
四半期レビュー基準の改訂について	四半期基準前文
四半期レビュー基準	四半期基準
財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について (意見書)	内部統制前文
財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準	内部統制基準
財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準	内部統制実施基準
監査に関する品質管理基準の設定について	品質管理基準前文
監査に関する品質管理基準	品質管理基準
財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書	保証業務意見書
監査委員会報告	監査委
監査・保証実務委員会報告	監保報
監査・保証実務委員会実務指針	監保実
監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会	監査役等

(※) 監査における不正リスク対応基準 (以下「不正リスク対応基準」という。) に準拠して実施される監査業務を行う監査事務所に遵守が求められる要求事項と関連する適用指針については、項番号の冒頭に「F」が付されている。

# 第 1 章

## 財務諸表監査総論

用語	定義又は説明
一般目的の財務諸表	一般目的の財務報告の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。
一般目的の財務報告の枠組み	<p>広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された財務報告の枠組みをいう。財務報告の枠組みには、「適正表示の枠組み」と「準拠性の枠組み」がある。</p> <p>◆ 「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。</p> <p>① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要の場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。</p> <p>② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。ただし、このような離脱は、非常にまれな状況においてのみ必要となることが想定されている。</p> <p>◆ 「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。</p>
監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提	<p>経営者は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施するための基礎となる以下の責任を認識し理解しているという前提をいう。</p> <p>① 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成すること（適正表示の枠組みの場合は、財務諸表を適正に表示することを含む。）</p> <p>② 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること</p> <p>③ 以下を監査人に提供すること</p> <p>ア. 経営者が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証拠書類等のすべての情報</p> <p>イ. 監査人が監査の目的に関連して経営者に依頼する、すべての追加的な情報</p> <p>ウ. 監査人が監査証拠を入手するために必要であると判断した、企業構成員への制限のない質問や面談の機会</p> <p>適正表示の枠組みの場合、①の責任は、「適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること」となる。「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」は、「監査実施の前提」と省略して記載される場合もある。</p>

用語	定義又は説明
監査人	監査業務に従事する者（通常、監査責任者又は監査チームの他のメンバー）、又は該当する場合には監査事務所に対して使用される。監査責任者に要求される事項又は監査責任者の責任を特に表す場合には、「監査人」でなく「監査責任者」が使用される。
監査の固有の限界	<p>監査の固有の限界は、以下を原因として生じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務報告の性質 財務諸表の作成には、経営者の判断を伴い、また、多くの財務諸表項目には、主観的な判断や評価又は不確実性が関連しており、合理的と考えられる解釈や判断に幅が存在することがあること。</li> <li>・ 監査手続の性質 監査人による監査証拠の入手には、実務上及び法令上の限界があること。</li> <li>・ 監査を合理的な期間内に合理的なコストで実施する必要性 存在する可能性のあるすべての情報を監査人が考慮することや、反証されない限りは、情報には誤謬又は不正が存在するという仮定に基づいてすべての事項を監査人が徹底的に追及したりすることは実務上不可能であるということ</li> </ul>
経営者	取締役又は執行役のうち、企業における業務の執行において責任を有する者をいう。国によっては、統治責任者の一部若しくは全員が経営者である企業もあり、又はオーナー経営者のみが経営者である企業もある。
合理的な保証	財務諸表監査において、絶対的ではないが高い水準の保証をいう。
国際会計基準	国際会計基準審議会が公表する国際財務報告基準をいう。
財務諸表	財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、関連する注記が含まれる。財務諸表は、一定時点における企業の経済的資源若しくは義務、又は一定期間におけるそれらの変動を伝えることを目的としている。関連する注記は、通常、重要な会計方針の要約とその他の説明的な情報から構成される。「財務諸表」は、通常、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される完全な一組の財務諸表を指す。
準拠性の枠組み	「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照。

## まとめの図表

**基本用語をまとめた図表を掲載！**

**日々の学習の確認だけでなく、直前期の復習にも有用です。**

用語	定義又は説明
小規模企業	<p>小規模企業は、以下に例示した特徴を有している。ただし、例示しているすべての特徴があらゆる小規模企業に該当するとは限らず、また必ずしも小規模企業の特徴を網羅的に示したものではない。</p> <p>(1) 所有と経営が少数に集中していること（多くの場合は1人である。なお、他の小規模企業に所有されている場合も含む。）</p> <p>(2) (1)に該当する場合で、以下の事項のうち少なくともいずれかに該当していること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 単純な取引のみを行っていること</li> <li>② 会計システムが単純であること</li> <li>③ 少数の事業のみ行っており、取り扱う製品の種類も少数であること</li> <li>④ 内部統制が限定的であること</li> <li>⑤ 経営者の人数が少数であり、それぞれが広範囲な内部統制に対する責任を有していること</li> <li>⑥ 企業構成員が少数であり、広範囲な職務を担っていること</li> </ul>
適用される財務報告の枠組み	<p>財務諸表の作成と表示において、企業の特性と財務諸表の目的に適合する、又は法令等の要求に基づく、経営者が採用する財務報告の枠組みをいう。</p> <p>「適正表示の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みに対して使用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。</li> <li>② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。このような離脱は、非常に稀な状況においてのみ必要となることが想定されている。</li> </ul> <p>「準拠性の枠組み」は、その財務報告の枠組みにおいて要求される事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みに対して使用される。</p>
適正表示の枠組み	<p>「適用される財務報告の枠組み」及び「一般目的の財務報告の枠組み」を参照。</p>

用語	定義又は説明
統治責任者	<p>企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織をいう。これには、財務報告プロセスの監視が含まれる。国によっては、統治責任者には、経営者を含むことがある。</p> <p>なお、我が国においては、会社法の機関の設置に応じて、取締役会、監査役若しくは監査役会又は監査委員会が統治責任者に該当するが、品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書においては、原則として監査人のコミュニケーションの対象は、監査役若しくは監査役会又は監査委員会を想定し「監査役等」と記載している。一方、海外の構成単位の監査に関連する場合は、企業統治の構造の多様性を考慮して「統治責任者」を使用している。</p>
特別目的の財務諸表	特別目的の枠組みに準拠して作成される財務諸表をいう。
特別目的の枠組み	特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組みをいう。この枠組みは、適正表示の枠組み又は準拠性の枠組みである。
二重責任の原則	<p>経営者の財務諸表の作成責任と、監査人の意見表明責任を区別することをいう。経営者は、適用される財務報告の枠組みに準拠して、財務諸表を作成する責任を有している。これに対し、監査人は、経営者の作成した財務諸表について意見を表明する責任を有している。</p> <p>経営者の財務諸表に対する責任については、「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」の項参照。</p>
我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準	監査人が準拠すべき基準をいい、監査の実施時に適用される監査基準（法令により準拠が求められている場合は、監査における不正リスク対応基準を含む。）並びに日本公認会計士協会が公表する監査実務指針から構成される。

□□□ 問題 1

財務諸表は、企業のある会計期間における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を報告するための書類であるが、経営者の主観的判断に基づいて作成される。

□□□ 問題 2

財務諸表とは、財務報告の枠組みに準拠して、関連する注記を除き過去財務情報を体系的に表したものであり、通常、適用される財務報告の枠組みにおいて要求される完全な一組の財務諸表を指す。

□□□ 問題 3

ある財務報告の枠組みにおいて、財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローについての情報を提供するためのものであるとした場合、完全な一組の財務諸表には、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、及び関連する注記が含まれる。

□□□ 問題 4

**多角的な出題**

**知識を問う出題、理解を確認する出題等、多角的な出題で実践力を養成します。もちろん、基礎～応用までレベルも多彩です。**

□□□

監査人が監査対象とする有価証券報告書の経理の状況には、様々な財務諸表が含まれるが、財務諸表監査は、監査人が監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することによって、そのうちの財務諸表数値についてのみ、その信頼性を保証するものである。

□□□ 問題 6

特別目的の財務諸表において、監査意見は、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて表明されることが多い。

□□□ 問題 7

広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組みに準拠して作成される財務諸表を「一般目的の財務諸表」という。



## □□□ 問題1〈正〉

本問の記述は正しい。財務諸表は「記録と慣習と判断の総合的表現」であり、適用する会計処理方法の選択などにより、作成者の意図が反映されるため、主観的・恣意的性格を特徴とするものであるといえる。

## □□□ 問題2〈誤〉

本問の記述は誤りである。財務諸表は、財務報告の枠組みに準拠して、過去財務情報を体系的に表したものであり、関連する注記が含まれる。関連する注記は、通常、重要な会計方針の要約とその他の説明的な情報から構成される。なお、財務諸表は、一定時点における企業の経済的資源若しくは義務、又は一定期間におけるそれらの変動を伝えることを目的としている（監基報200第12項(9)）。

## □□□ 問題3〈正〉

本問の記述は正しい。多くの財務報告の枠組みにおいて、財務諸表は、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローについての情報を提供するためのものとされている。（監基報200のA8項）。

## □□□ 問題4〈正〉

本問の記述は正しい（監基報200第3項）。なお、想定利用者の信頼性を高めることは、財務諸表が、すべての重要な点において、適用される財務報告の枠組みに準拠して作成されているかどうかについて、監査人が意見を表明することによ

## 根拠条文

**根拠条文が明示されているため、復習の際にも有効！**

□□□

本問の記述は誤りである。財務諸表監査は、数値のみならず、注記等の関連する事項も含めて、財務諸表の信頼性を保証する。

## □□□ 問題6〈誤〉

本問の記述は誤りである。「一般目的の財務諸表」において、監査意見は、財務諸表が、適用される財務報告の枠組みに準拠して、すべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて表明されることが多い（監基報200第3項）。

## □□□ 問題7〈正〉

本問の記述は正しい（監基報200のA4項）。なお、特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組みに準拠して作成される財務諸表を「特別目的の財務諸表」という。

□□□ 問題 8

「監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提」は、「監査実施の前提」と省略される場合もあり、経営者は、適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成することや、経営者が財務諸表の作成に関連すると認識している記録や証憑書類等のすべての情報を監査人に提供することなどの責任を認識し理解しているという前提を意味する。

□□□ 問題 9

公認会計士という職業的専門家による財務諸表監査は、企業を取り巻く投資者や経営者等の利害関係者間に利害対立が存在する状況だけで必ずしも必要とされるわけではない。

□□□ 問題 10

財務諸表監査の必要性は、①利害の対立、②影響の重大性、③情報の複雑性、④遠隔性という要因から説明することができる。

□□□ 問題 11

財務諸表監査は、主に経営者の保護を目的とする組織的な行為過程であるといえる。

□□□ 問題 12

精細監査は、企業内部の経営者を保護するため、従業員不正の摘発を目的としているが、財務諸表監査は、企業外部の利害関係者を保護するため、経営者不正の摘発を目的としている。

□□□ 問題 13

財務諸表が、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについては、一般に公正妥当と認められる監査の基準に照らして判断される。

## □□□ 問題8〈正〉

本問の記述は正しい。監査実施の基礎となる経営者の責任に関する前提とは、経営者は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施するための基礎となる以下の責任を認識し理解しているという前提をいう（監基報200第12項(2)）。

- ① 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成すること（適正表示の枠組みの場合は、「適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること」となる）
- ② 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること

### 解説ページの余白

解説ページにはメモやマーカーが引きやすいよう、余白をふんだんに盛り込みました。

等のす  
な情報  
の制限

のない質問や面談の機会

## □□□ 問題9〈正〉

本問の記述は正しい。社会的な影響の大きさ等も考慮されることとなる。

## □□□ 問題10〈正〉

本問の記述は正しい（アメリカ会計学会「ASOBAC（基礎的監査概念）」）。

## □□□ 問題11〈誤〉

本問の記述は誤りである。財務諸表監査は、監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することによって、財務諸表の信頼性を保証し、もって投資者等の利害関係者の保護を目的とする組織的な行為過程である。経営者保護もその目的に含まれるが、これが主な目的であるとはいえない。

## □□□ 問題12〈誤〉

本問の記述は誤りである。財務諸表監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示を看過しないように行われるが、経営者不正それ自体の摘発を目的とするものではない。

## □□□ 問題13〈誤〉

本問の記述は誤りである。財務諸表が、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（GAAP：generally accepted accounting principles）に照らして判断される。

# 公認会計士試験

短答式試験対策

# 一問一答問題集

## 企業法

— 第2版 —

購入者  
限定特典

- ①本書の「ワンポイント解説講義」をWeb無料配信!
- ②直近2回分の短答式試験過去問・解説を無料ダウンロード!

合格の  
れっく  
LEC

平成26年の会社法改正に対応!  
短答式試験対策の決定版!

最新情報はLEC公認会計士サイトで▶▶▶ [www.lec-jp.com/kaikeishi/](http://www.lec-jp.com/kaikeishi/)

LEC 東京リーガルマインド 編著

---

# はしがき

---

公認会計士試験は短答式試験に合格した後に、年に一度行われる論文式試験を受験することができます。短答式試験は年に2回受験できますが、合格率は論文式試験より低いのが現状です。短答式試験を突破しなければ、公認会計士への道は拓けないのです。

短答式試験は、問題文の肢から正しい肢の組み合わせを選ぶという形式です。論文式試験を受けるための知識を問う問題ですので、幅広い分野から出題され、例えば問題の難易度が比較的簡単であっても、問題によっては、いかに効率的に処理するかが鍵になります。

本問題集は一問一答式という問題形式をとっており、本問題集を利用することで量の多い条文や規則を効率的に学習し、理解することができます。本問題集には、平成18年～平成26年の本試験問題をほぼ全問収録（一部は類問として収録）してあるほか、基本的、重要事項を網羅的に掲載してあります。また、平成26年会社法改正等にも対応済みです（改正点の学習に関する注意点は、各章の扉書を参照してください）。

受験生の皆さんにとっては、学習段階に応じて、本書の様々な活用の仕方が考えられます。初学者の方は、解答と照らし合わせながら読み進めていくことにより、出題のポイントをつかみながら理解を進めていくことができます。ある程度学習が進んでいる方は、一気に解いていくことにより、自らの弱点を発見することが可能となります。

初学者の方は、3回以上全体を繰り返して解くと効果的です。学習が進んだ方は、1度解いて、ミスした問題は必ず繰り返し解いてください。

8割以上の得点を目指すためには、基礎学力を付けていくための問題演習は欠かせません。是非、本問題集を有効に活用して、合格への歩みを確かなものとしてください。本問題集を活用することで、企業法の問題を要領よく解く力を身につけていただき、一人でも多くの受験生の皆様方が短答式試験を無事突破されることを切に願っております。

2015年6月吉日

株式会社東京リーガルマインド  
LEC 総合研究所 公認会計士試験部

# ☆本書の効果的活用法☆

## 〈問題ページ〉

一問一答形式の問題です。

### 第1節 会社法総論

**001** 社員が一人であるような会社は、会社法上の会社とはいえない。(8年44ア)

**002** 未成年者は、持分会社の無限責任社員となることが禁止されている。(9年41イ)

**003** 会社は、他の会社の無限責任社員になることができない。(23年I2ア)

**004** 会社は法人であり、その名において権利を有し義務を負うので、株主又は社員が会社の債務について会社債権者に対して直接に責任を負うことはない。(10年44イ)

過去問及び重要問題を厳選！  
繰り返し解くことで問題の傾向をつかめます。  
チェックボックスを利用したり  
マーカーを引いて、本書を活用しましょう。

**005** 最高裁判所の判例によれば、人格混同を以てして、法人格が濫用されたとき、及び法人格が形骸化しているときの二つがあげられている。(8年44イ)

**006** 最高裁判所の判例によれば、形式的に新会社の登記がなされていても、新旧両会社の実質が同一であり、新会社の設立が旧会社の債務の免脱を目的とする会社制度の濫用であると認められるときは、新会社は取引の相手方に対し、信義則上、新旧両会社が別異の法人格であることを主張できない。(14年41ウ)

繰り返し解く時に  
便利。  
一度解いたら  
チェックマーク。

可能な限り実際の  
本試験出題形式に  
合わせた問題を掲  
載しています。

左ページに問題、  
右ページに解答で  
答えが見えやすい。

## 〈解説ページ〉

○×形式で簡単に  
チェックできる。

- × 株式会社（471条参照）でも持分会社（641条4号）でも、社員が一人の会社が認められている。潜在的な社団性が主な理由である。ただし、合資会社には無限責任社員と有限責任社員とが必要であるため、一人会社はありえない。
- × 本肢のような規定は存在しないため、誤りである。未成年者であっても法定代理人の許可（民5条、6条）があれば、無限責任社員となりうる。
- × 改正前商法では、会社など法人は無限責任社員となることになっていた（改正前商55条）が、会社法では、法人も無限責任社員となる（576条1項4号・5号、598条等参照）。
- × 本肢では、社員が会社の債務について会社債権者に対して直接に責任を負うこととはなしていないが、持分会社では、社員が会社の債務について会社債権者に対して直接に責任を負うことがある（580条）。すなわち、持分会社の責任社員は、当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができる（同1項1号）、当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合（同2号、ただし、括弧書の事項が証明できた場合には責任を免れる）には、会社の債務について責任を負う。また、持分会社の有限責任社員は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度とし、持分会社の債務を弁済する責任を負う（同2項）。
- 法人格否認の法理が適用される場合として、判例は、会社の法人格が濫用される場合と、法人格が形骸化している場合をあげている（最判昭44.2.27）。
- そのとおりである。形式的には新会社の設立登記がなされていても、新旧両会社の実質は同一であり、新会社の設立は旧会社の債務の免脱を目的としてなされた場合には、会社は右取引の相手方に対し、信義則上、旧会社の法人格であることを主張できず、相手方は新旧両会社のいづれかの法人格であることを主張できる（最判昭48.10.26）。

第1章  
会社法総論

根拠法令・基準掲載。

丁寧具体的な説明で  
わかりやすい。

2色刷で問題と解答解説が掲載されているので、解答・解説を確認しやすい。

# CONTENTS

はしがき

本書の効果的活用法

第 1 章	会社法総論	2
第 2 章	設立	10
第 3 章	株式	42
第 4 章	機関総論	100
第 5 章	株主総会	108
第 6 章	取締役	142
第 7 章	取締役会	160
第 8 章	監査役等	176
第 9 章	募集株式	260
第10章	社債	286
第11章	新株予約権	304
第12章	計算等	318
第13章	企業結合等	358
第14章	持分会社等	416
第15章	総則	450
第16章	商行為	478
第17章	金融商品取引法	514



# 第 1 章

## 会社法総論

毎回出題される分野ではありませんが、出題されるポイントははっきりしており（例えば、法人格否認の法理など）、確実に得点しなければならない分野です。油断することなく、学習しておいてください。平成26年改正については、特に注意する必要はありません。

# 第1節 会社法総論

**001** 社員が一人であるような会社は、会社法上の会社とはいえない。(8年44ア)

**002** 未成年者は、持分会社の無限責任社員となることが禁止されている。(9年41イ)

**003** 会社は、他の会社の無限責任社員になることができない。(23年I2ア)

**004** 会社は法人であり、その名において権利を有し義務を負うので、株主又は社員が会社の債務について会社債権者に対して直接に責任を負うことはない。(19年4ア)

**005** 最高裁判所の判例によれば、法人格を否認し得る場合として、法人格が濫用されたとき、及び法人格が形骸化しているときの二つがあげられている。(8年44イ)

**006** 最高裁判所の判例によれば、形式的に新会社の登記がなされていても、新旧両会社の実質が同一であり、新会社の設立が旧会社の債務の免脱を目的とする会社制度の濫用であると認められるときは、新会社は取引の相手方に対し、信義則上、新旧両会社が別異の法人格であることを主張できない。(14年41ウ)

- ✕ 株式会社（471条参照）でも持分会社（641条4号）でも、社員が一人の会社が認められている。潜在的な社団性が主な理由である。ただし、合資会社には無限責任社員と有限責任社員とが必要であるため、一人会社はありえない。
- ✕ 本肢のような規定は存在しないため、誤りである。未成年者であっても法定代理人の許可（民5条、6条）があれば、無限責任社員となりうる。
- ✕ 改正前商法では、会社など法人は無限責任社員となることはできないとされていた（改正前商55条）が、会社法では、法人も無限責任社員となることができる（576条1項4号・5号、598条等参照）。
- ✕ 本肢では、社員が会社の債務について会社債権者に対して直接に責任を負うことはないとしているが、持分会社では、社員が会社の債務について会社債権者に対して直接に責任を負うことがある（580条）。すなわち、持分会社の無限責任社員は、当該持分会社の財産をもってその債務を完済することができない場合（同1項1号）、当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合（同2号、ただし、括弧書の事項が証明できた場合には責任を免れる）には、会社の債務について責任を負う。また、持分会社の有限責任社員は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度とし、持分会社の債務を弁済する責任を負う（同2項）。
- 法人格否認の法理が適用される場合として、判例は、会社の法人格が濫用される場合と、法人格が形骸化している場合をあげている（最判昭44.2.27）。
- そのとおりである。形式的には新会社の設立登記がなされていても、新旧両会社の実質は同一であり、新会社の設立は旧会社の債務の免脱を目的としてなされた会社制度の濫用である場合には、会社は右取引の相手方に対し、信義則上、新旧両会社が別異の法人格であることを主張できず、相手方は新旧両会社のいずれに対しても責任を追及することができる（最判昭48.10.26）。

007

株式会社と株主個人の間において業務及び財産に継続的混同があるときには、会社の法人としての存在を全面的に否定し、会社法人格の背後にある個人をとらえてその責任を問う法人格否認の法理を認めるのが判例である。(19年4オ)

008

会社による政治資金の寄附は、客観的、抽象的に観察して、会社の社会的役割を果たすためになされたものと認められるかぎりにおいては、会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるとするのが判例である。(19年4エ)

009

最高裁判所の判例は、政治献金をなすことは会社の定款所定の目的の範囲内の行為であるが、常に取締役の忠実義務違反になるとした。(8年44エ)

010

会社は本店所在地における設立の登記によって成立するが、いったん成立しても裁判所の命令により解散させられることがある。(8年44オ)

011

発行済株式の全部が譲渡制限株式であり、定款で譲渡制限株式以外の株式を発行する旨を定めている株式会社は、公開会社である。(25年I2ウ)

012

最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が4億円であり、負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である株式会社は、大会社である。(25年I2イ)

- ✕ 法人格否認の法理とは、法人たる会社の形式的独立性を貫くと正義・衡平に反する結果となる場合に、特定の事案の解決のために会社の独立性を否定し、会社と背後者（支配社員や親会社など）を同一視する法理をいう。法の目的を超えて法人格が不法に利用されている場合、すなわち、法人格が法の適用を回避するために濫用されている場合、及び法人格が全く形骸化している場合には、その限度で法人格を否認するものであるから、本肢は「会社の法人としての存在を全面的に否定し」という部分が誤りである。
- そのとおりである（最判昭45.6.24）。本肢は、八幡製鉄政治献金事件に関する判例の見解である。会社の権利能力が目的によって制限されることを前提に、政治献金が目的の範囲内の行為であることを示している部分が挙げられている。
- ✕ 常に取り締役の忠実義務（355条）違反になるわけではないので、本肢は誤りである。判例（最判昭45.6.24）は、政党の健全な発展に協力して政治献金をすることは、社会的実在としての会社に当然の行為として期待される所であり、その意味で目的の遂行に必要な行為であるから、会社の目的の範囲内の行為であるとした。また、会社の規模、経営実績その他諸般の事情を考慮して、合理的範囲においてなされる限り、取締役の忠実義務にも違反しないとした。
- そのとおりである。会社は、本店所在地における設立登記によって成立する（49条、579条）。そして、これにより一旦成立しても、裁判所の解散命令により解散させられることがある（824条）。
- 公開会社とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう（2条5号）。本肢の株式会社は、上記の公開会社の定義に該当する。
- 大会社とは、①最終事業年度に係る貸借対照表（439条前段に規定する場合にあっては、同条の規定により定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、435条1項の貸借対照表をいう。）に資本金として計上した額が5億円以上であること、②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であることのいずれかに該当する株式会社である（2条6号）。本肢の株式会社は、このうち、②に該当する。

**013**

合名会社が利益の配当をする場合における配当する財産は、配当財産である。(25年 I 2ア)

--	--	--

**014**

会社は、合名会社の社員や合資会社の無限責任社員になることができない。(19年 4イ)

--	--	--

- × 配当財産とは、株式会社が剰余金の配当をする場合における配当する財産をいう（2条25号）。
- × 改正前商法では、会社など法人は無限責任社員となることはできないとされていた（改正前商55条）が、会社法では、法人も合名会社の社員や合資会社の無限責任社員になることができる（598条等参照）。

